

ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送等業務協定書（案）

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間に、ねんりんピック彩の国さいたま2026（以下「大会」という。）宿泊・輸送等業務について、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、仕様書の業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（協定期間）

第2条 本業務の協定期間は、協定締結の日から令和9年2月28日までとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、協定期間を延長することができる。

（経費の負担）

第3条 乙は、本業務を実施するため、必要な経費を負担するものとする。ただし、輸送業務に係る経費については、別途協議する。

（業務の調査等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し本業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（損害賠償）

第6条 本業務の実施中に生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（大会の中止）

第7条 大会が天災その他やむを得ない事由により中止となった場合は、乙は、大会の中止前に実施すべきであった業務については、完了しなければならない。

2 乙は、甲に対し、大会の中止に伴い生じた損失の補償を求めることはできない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本業務の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本業務の履行以外の目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定に定める本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(事故報告)

第10条 乙は、本業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(甲の催告による協定の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく本業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に本業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この協定の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない協定の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、協定の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (2) 協定期間内に本業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この協定の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) この協定の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは協定を結んだ目的を達することができないとき。
- (5) 本業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定を結んだ目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても協定を結んだ

目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

- (7) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (8) 会社更生又は民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (9) 乙が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 乙が、本業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を本業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して協定を解除することができる。

（乙の損害賠償義務）

第14条 第12条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（変更の届出）

第15条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この協定の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到着したものとみなす。

（管轄裁判所）

第16条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所轄する裁判所に行うものとする。

（信義則）

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 さいたま市高砂三丁目15番1号
ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会
会長 大野元裕

乙

印

別記

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

- 第1条 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(安全管理の措置)

- 第3条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。
- 3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第6条 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに甲に返還しなければならない。

ない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、乙が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この協定の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること
 - (2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること
 - (3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること
- 3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この協定を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第11条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

